

入札参加資格審査申請に係る共通の 申請項目・必要書類のたたき台について

入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の作成について

申請項目及び必要書類の共通化に係る研究会の提言

- 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和 5 年12月）においては、総務省が令和 3 年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用を助言しているが、この標準項目等について、地方公共団体から、独自に追加する必要がある項目等が多数にのぼる等の意見があることを踏まえて、共通化に関してさらに踏み込んだ取組を行う必要があるとされている。
- 具体的には、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようにすることが考えられるとされている。

i 全地方公共団体共通の申請項目等

（例）事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、営業年数、資格希望工種等



令和 3 年標準項目等を地方公共団体の実態を踏まえて更新

ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等

（例）ISO 認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等



更なる共通化

iii 地方公共団体独自の申請項目等

その他契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目等。
（例）表彰実績等。

共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成

研究会の提言を踏まえ、次の手順で、

共通申請項目・共通必要書類（仮称）（上記 i）及び**選択申請項目・選択必要書類**（仮称）（上記 ii）のたたき台を作成。

- ① 国の物品・役務等に係る入札参加資格の申請項目等や、総務省が令和 3 年に策定した標準項目等を一覧化。
- ② 地方公共団体※が設定している申請項目等を国の申請項目等に対応するように記載し一覧化。
- ③ 国と地方公共団体の申請項目等を比較し、共通申請項目等や選択申請項目等の**対象となる項目等を抽出**。
- ④ 抽出した項目等を**共通申請項目等と選択申請項目等に分類**。

※ 申請項目等の共通化の取組を行っている地方公共団体や申請手続の効率化に取り組んでいる地方公共団体等から、サンプルとして抽出した団体。

共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成に係る考え方①

1. 共通申請項目等の抽出の考え方（たたき台）

- ① 国の申請項目等であって、いずれかの地方公共団体が申請項目等として設定しているもの。
- ② 国の申請項目等ではないが、一定数の地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、全国的な制度（法律上の義務や全国的に活用されている認証制度等）に関するもの。
- ③ ②のほか、国の申請項目等ではないが、一定数の地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、資格審査のために、入札参加資格審査申請時に提出を求める必要があると考えられるもの。
- ④ その他、①～③以外で必要性があると考えられるもの。（例：外字届）

※ 指名競争入札を行っている地方公共団体においては、入札参加資格審査申請時に、指名競争入札における指名先事業者の選定に必要な情報についても提出を求めているものと考えられる。このため、指名競争入札を行うに当たって必要となる事業者情報も含めて抽出する。

※ 申請項目名・必要書類名については、国の申請項目名等に合わせることを基本とする。ただし、国の申請項目等とされていない項目等や国の申請項目名等に合わせる事が適当でない項目等については、個別の項目等の内容に応じて、地方公共団体の項目等を比較しつつ個々に設定する。

2. 申請項目と必要書類の区分の考え方（たたき台）

いわゆる「申請項目」と「必要書類」の区別は団体ごとに異なっている。この点、以下のとおり区別することが考えられるか。

- 「申請項目」 ➡ ・ 事業者が自ら入力する必要があるもの。
- 「必要書類」 ➡ ・ 申請事業者以外の他の主体（行政機関や認証機関等）が発行する証明書等の資料
・ 他の手続で作成している既存資料
・ その他申請項目とは別に提出することが必要である、又は適当である資料

※ 地方公共団体：申請項目等の共通化の取組を行っている地方公共団体や申請手続の効率化に取り組んでいる地方公共団体等から、サンプルとして抽出した団体。

共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成に係る考え方②

3. 共通申請項目等と選択申請項目等の作成の考え方（たたき台）

1. で抽出した共通申請項目等については、以下のように分類できるか。

- a 国の申請項目等とされているもの。
- b 国の申請項目等とされていないが、**多くの地方公共団体が申請項目等**として設定しているものであって、契約の相手方としての**適正性の審査や格付けに関しない項目等**（例：本社の電話番号、営業所の代表者の役職・氏名等）であり、かつ入札参加資格審査申請時に提出を求める必要があると考えられるもの。
- c 国及び地方公共団体の申請項目等とされていないが、申請項目等の全国的な**共通化を図るに当たって必要**となると考えられるもの。
- d 国の申請項目等とされていないが、**地方公共団体が申請項目等**として設定しているものであって、契約の相手方としての**適正性や格付けの審査に資するもの**。
〔ただし、**全国的な制度**（法律上の義務や全国的に活用されている認証制度等）や**申請事業者の基本的な情報**（例：障害者の従業員数等）に関するものに限ることとし、団体独自の制度（認証制度等）に関するものを含まない。〕
- e その他、a～d以外で必要性があると考えられるもの。（例：外字届）

- 
- ・ **a・b** については、全地方公共団体のうち一定数の団体が設定している可能性があるから、たたき台においては「**共通申請項目**」等として扱い、**d・e** については「**選択申請項目**」等として扱うこととするか。また、**c** については性質上「**共通申請項目**」等とするか。
 - ・ その上で、共通申請項目等のたたき台を全地方公共団体に対して送付し、**地方公共団体における当該項目等の設定状況**を調査し、その設定状況に応じて、**各項目を「共通申請項目」等、「選択申請項目」等のいずれとすべきかを議論**することとするか。
 - ・ その際、地方公共団体の審査に係る事務負担を軽減する（現状からの変更を少なくする）観点からは、申請項目等を「事業者特定情報」（事業者名称、電話番号等）と「その他情報」（適正性の審査や格付け等に関する事項）に分類し、前者を「共通申請項目」等、後者を「選択申請項目」等とすることも考えられるが、他方で、複数団体に対して申請する事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からは、「共通申請項目」等を幅広く設定すべきとの考え方もある。これを踏まえ、「共通申請項目」等と「選択申請項目」等の分類については、今後確認する地方公共団体における申請項目等の設定状況も参考にして、地方公共団体・事業者双方の事務負担に考慮しながら検討する必要がある。